

省 令

○厚生労働省令第十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年六月十四日
厚生労働大臣 根本 匠
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（傍線部分は改正部分）
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Amended) and 改正前 (Original). It details amendments to Article 7 of the Labor Insurance Act regarding contribution rates for workers in the Tohoku region.

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十二号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十四条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年六月十四日
国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令
旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。
第一号様式第二表中
に改め、同表備考を次のように改める。

Table showing the amendment to the first sample form, second table, regarding the number of vehicles used.

備考 1 事業の種類ごとに別業とし、種類の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2 手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

○農林水産省告示第二号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。
令和元年六月十四日
総務大臣 石田 真敏
農林水産大臣 吉川 貴盛
国土交通大臣 石井 啓一

Table listing designated areas for the Peninsula Revitalization Promotion Plan, including Hokkaido, Iwate, and Miyagi prefectures.